

Information 健康福祉課

令和5年度 広野町物価高騰対応重点支援給付金
(住民税均等割のみ課税世帯分)のご案内

エネルギー、食費などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対し、給付金を支給します。

■支給額 一世帯あたり10万円

■支給対象世帯

次のいずれかに該当する世帯が給付金の対象となります。

ただし（１）と（２）、または広野町物価高騰対応重点支援給付金（非課税世帯分。詳しくは11頁の記事を参照ください）とを併せて併給することはできません。

- （１）令和5年12月1日時点で広野町に住所を有し、同一の世帯に属する全員が令和5年度市町村住民税均等割のみ課されている世帯
- （２）令和5年12月1日時点で広野町に住所を有し、令和5年度分の市町村住民税均等割のみ課されている者と令和5年度分の市町村住民税均等割が課されていない者のみで構成される世帯

■手続きについて

申請書による手続きが必要です。

- Ⅰ．同一の世帯全員が令和4年分の税申告をしており、給付金の支給対象世帯であると町で確認できた世帯
 - ▶対象世帯に対し「申請書（請求書）」をお送りしております。
- Ⅱ．Ⅰに該当しないが、給付金の対象となる世帯
 - ▶「申請書（請求書）」の取り寄せが必要です。町ホームページからダウンロードするか、広野町健康福祉課までお問い合わせください。

■受付期間 令和6年3月29日（金）まで

■手続き先 必要書類を健康福祉課窓口まで直接または郵送でご提出ください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

令和5年度 広野町物価高騰対応重点支援給付金
(非課税世帯分)のご案内

エネルギー、食費などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯（非課税世帯）に対し、給付金を支給します。

■支給額 一世帯あたり7万円

■支給対象世帯

次のいずれかに該当する世帯が給付金の対象となります。

ただし（１）と（２）、または広野町物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分。詳しくは11頁の記事を参照ください）とを併せて受給することはできません。

- （１）住民税非課税世帯
 - 令和5年12月1日時点で広野町に住所を有し、世帯全員の令和5年度「市町村住民税均等割」が非課税である世帯
- （２）家計急変世帯
 - 令和5年12月1日時点で広野町に住所を有し、やむを得ない理由で令和5年1月以降に収入が減少し、令和5年の世帯全員の収入額（見込額）が「住民税非課税相当」となる世帯

■手続きについて

- Ⅰ．（１）の支給対象要件に該当し、これまでに「令和5年度広野町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」の支給決定を受けた世帯
 - ▶手続きは不要です。振込日や振込先については、対象となる世帯へ町よりお送りした「支給のお知らせ」をご確認ください。
- Ⅱ．（１）の支給対象要件に該当し、Ⅰに該当しない世帯
 - ▶確認書（一部世帯は申請書）による手続きが必要です。※必要書類は町よりお送りしております。
- Ⅲ．（２）の支給対象要件に該当する世帯
 - ▶申請書による手続きが必要です。ただし、事前に必要書類の取り寄せなどが必要となります。

※ 税の修正申告などにより新たに支給対象世帯となる場合は、手続きに関する必要書類をお送りしますので、広野町健康福祉課までお問い合わせください。

■受付期間 令和6年3月29日（金）まで

■手続き先 必要書類を健康福祉課窓口まで直接または郵送でご提出ください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information こども家庭課

令和5年度 広野町物価高騰対策重点支援給付金
(こども加算)のご案内

令和5年度物価高騰対策重点支援給付金を受給した世帯のうち、18歳以下の児童が属する世帯に対して、児童の人数に応じて加算分の給付金を支給します。

■支給額 対象児童1人当たり5万円

■支給対象世帯

- 基準日（令和5年12月1日）時点で次の（１）または（２）に該当する世帯
 - （１）令和5年度 住民税均等割非課税世帯
 - （２）令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯

■加算対象となる児童の範囲

原則として、上記支給対象世帯と基準日（令和5年12月1日）において同一世帯となっている18歳以下の児童（※）
※18歳以下の児童とは、平成17年4月2日以降に生まれた方を指します。

○例外的に対象となる児童

- ・基準日以降に生まれた新生児
- ・対象世帯とは別世帯だが扶養している児童

■手続きについて

- Ⅰ．令和6年1月9日から支給を開始している「令和5年度広野町物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税分：7万円）」を受給している方
 - ※広野町物価高騰対応重点支援給付金（非課税世帯分。詳しくは11頁の記事を参照ください）

■申請不要で受け取れます。

- ・対象者にはこども家庭課より「物価高騰対策重点支援金（こども加算）のご案内」を郵送します。
- ・令和5年度広野町物価高騰対応重点支援給付金(7万円)と同一口座に支給します。

Ⅱ．上記以外の方

■申請が必要です。

- ①町から「申請書（請求書）」が届いた方
 - ※広野町物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分。詳しくは11頁の記事を参照ください）。
- ②上記①以外（例外的に対象となる児童がいる世帯等で通知が届いていない場合）
 - ※こども家庭課までお問合せください。

■受付期間 令和6年3月29日（金）まで

問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

Information 東北財務局福島財務事務所

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

東日本大震災や平成27年9月2日以降に災害救助法が適用された自然災害^(注1)により影響を受けられた個人や個人事業主の方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額^(注2)を申し出ることができます。
詳しくは、[ローン借入先の金融機関など](#)にお問い合わせください。

■ガイドラインを利用するメリット

- （１）弁護士など の登録支援専門家による手続支援が無料で受けられます。
- （２）財産の一部を手元に残せます。ただし、被災状況、生活状況などの個別事情により異なります。
- （３）債務整理したことは個人信用情報として登録されません。

（注１）近年発生した自然災害

- 青森県：令和5年7月7日からの大雨による災害
 - 岩手県：令和元年台風第19号に伴う災害
 - 秋田県：令和5年7月7日からの大雨による災害
 - 山形県：令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れにかかる災害など
 - 福島県：令和5年台風第13号に伴う災害など
- （注２）債務の免除など には、一定の要件を満たすことや借入先の同意が必要となります。

問 東北財務局福島財務事務所 理財課
☎024-535-0303